

Press Release

平成 20 年 5 月 2 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針（平成 20 年版）」の公表について

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が主体となって設置された「中小企業の会計指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」の改正を行いました。

今般の改正は、昨年 4 月 27 日の本指針改正後に企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準等のうち、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」及び同 13 号「リース取引に関する会計基準」に対応した会計処理の見直しを行ったほか、法人税法の改正及び金融商品取引法の施行等を踏まえた所要の修正を行っております。

本指針の改正に当たっては一応の検討結果を公開草案として公表し、広く各界から寄せられたコメントを分析及び検討した上で、3 月 14 日開催の委員会において公表を承認いたしました。

関係四団体においては、本指針を取引実態に合わせたより合理性のあるものとするために、年次ごとの見直し及び改正を行うことを決定しており、関係者が協力して本指針の定着に取り組んでいくことによって、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献できるものと期待しております。

なお、本指針の全文及び新旧対照表は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのホームページに掲載しています。

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会	http://www.jicpa.or.jp	（中野：03-3515-1160）
日本税理士会連合会	http://www.nichizeiren.or.jp	（小野：03-5435-0931）
日本商工会議所	http://www.jcci.or.jp	（加藤：03-3283-7843）
企業会計基準委員会	http://www.asb.or.jp	（中條：03-5510-2737）